

平成28年度  
「八代市移住者交流ネットワークづくり事業」の委託業者選定に係る  
企画提案競技実施要領

八 代 市  
企画政策課

## 1 目的

本要領は「八代市移住者交流ネットワークづくり事業」を受託する事業者を選定するために、提案の応募等について必要な事項を定める。

## 2 委託業務の概要

事業名称	「八代市移住者交流ネットワークづくり事業」
委託する業務	ワークショップ等の開催、「移住者交流ネットワーク」の立ち上げ ※業務委託仕様書のとおり。
委託期間	契約締結の日から平成29年 3月31日（金）
委託金額	1,497,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

## 3 選定・契約方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により、評価が最も優れている者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。なお、契約候補者として選定された者が辞退するか、参加資格を満たさなくなった場合は、次点の者を契約候補者に選定するものとする。

また、提案参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

## 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 企画提案書等の提出期限において、八代市競争入札参加資格者指名停止等措置を受けていないこと。

## 5 選定スケジュール

本件プロポーザルの日程については以下の通りとする。

手続き	日程・期限
(1) 公募開始（市ホームページ掲載）	12月15日（木）～
(2) 質疑の提出期限	12月28日（水）17時必着
(3) 企画提案書等の提出期限	1月10日（火）17時必着
(4) 1次審査（書面審査）及び結果通知	1月11日（水）を予定
(5) 2次審査（プレゼン）	1月13日（金）を予定
(6) 結果通知	(5)の概ね一週間以内
(7) 契約の締結	1月中旬を予定

※(3)を以って申込みとする。

## 6 実施要領等の配布

企画提案書、実施要領等の公募に関する資料、様式等は八代市ホームページからダウンロードしてください。

■ 八代市ホームページ <http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/>

【トップページの『新着情報』又は『仕事・産業情報』→「契約・入札」→『おしらせ』】

## 7 質問の受付及び回答

実施要項等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付けます。

### (1) 質問の受付

- ① 質問書（様式 5）
- ② 提出期限 平成 28 年 12 月 28 日（水）17 時必着
- ③ 提出方法 電子メール（口頭による質問は受け付けない。）
- ④ 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

### (2) 質問に対する回答

提出された質問に対する個別回答は行わず、八代市のホームページ（実施要項等の配布先と同ページ）において、質問者を特定できなくした上で、質問及び回答を随時公開する。

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類は次に掲げる書式により提案すること。

提出書類		内容、留意事項等	様式
1	企画提案書	別紙「八代市移住者交流ネットワークづくり事業業務委託仕様書」の業務内容に対して、提案内容を作成する。	任意
2	参加申請書	様式にしたがい記載する。	様式 1
3	業務・活動実績調書	同種及び類似業務の受託実績について記載する。	様式 2
4	事業費積算内訳書	業務の積算の基礎（内訳）を記載する。	任意
5	業務実施体制調書	受託業務の実施体制について記載する。	様式 3
6	配置予定調書	管理責任者、担当者について記載する。	様式 4
7	業務工程表	履行期間中の業務スケジュール	任意

(2) 作成要領 提出書類は、A4 版（縦横問わず）で統一して作成すること。

提案内容本文の文字サイズは、11 ポイント以上とすること。

（作成済みのパンフレット等を除く。）

- (3) 提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部（複写可））
- (4) 提出期限 平成 29 年 1 月 10 日（火）17 時必着
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）
- (6) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

## 9 審査基準及び審査方法

### (1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

### (2) 審査体制及び審査方法

企画提案の審査は市職員等で構成する「八代市移住者交流ネットワークづくり事業企画提案選考委員会（以下、「選考委員会」という）」を設置し、「審査基準」に基づき審査（プレゼンテーション、質疑応答）を行い、委託事業者を選定する。

ただし、提示金額が委託料を超えている場合はその企画提案書は審査から除外する。

## 10 第1次審査（書類審査）

### (1) 審査内容

「審査基準」に基づき、企画提案書等の提出が5者以上の場合には、選考委員会事務局において企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査し、第2次審査（プレゼンテーション、質疑応答）参加事業者を5者程度に選定する。なお、5者に満たない場合は、参加資格審査のみ行うものとする。

### (2) 審査結果

審査結果は、平成29年1月11日（水）に、参加申請書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

## 11 第2次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

### (1) 実施日

平成29年1月13日（金）を予定

※ 開始時間、会場等の詳細は別途通知する。

### (2) 出席者

3名以内とし、プレゼンテーションを行う者は本業務に携わる管理責任者とする。

※管理責任者とは、建設業法でいう主任技術者に相当するものとする。

### (3) 審査内容

参加事業者からのプレゼンテーション（20分以内）及び企画提案書等に関する質疑応答（10分以内）を実施し、「審査基準」に基づき行う評価の最高得点者（最優秀提案者）を優先交渉権者として選定する。

### (4) 審査結果

審査結果は、第2次審査日から概ね一週間後に審査参加事業者に対し参加申請書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

### (5) 優先交渉権

(3)の審査により優先交渉権者として選定された提案者と、契約締結の交渉を行う。

ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。

なお、当該交渉が不調のときは、(3)の審査による採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(6) その他

スクリーン及びホワイトボードは、審査の会場に用意する。

その他の機器（パソコン・プロジェクター等）は持参すること。

**1 2 企画提案書等の取扱い**

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

**1 3 その他**

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (5) 提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (7) 提出を求められていない資料を添付するなど過大なものにならないようにすること。
- (8) 委託料の支払いは、完了払とし、前金払及び概算払の請求には応じない。
- (9) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意）を提出すること。

**1 4 問い合わせ先**

所在地 〒869-4202 熊本県八代市鏡町内田453-1

担当部署 八代市企画振興部 企画政策課

担当者 赤松 賢人

電話番号 0965-33-4104（直通）

FAX 0965-62-8425

電子メール kikaku@city.yatsushiro.lg.jp